

香春町空き家・空き地情報バンクで成約された方へ

空き家・空き地情報バンクを利用して売買契約を締結された場合、宅地建物取引業者に支払う仲介手数料に対して補助金を交付します。

○対象者

空き家・空き地情報登録者（売主）及び求む情報登録者（買主）

○金額

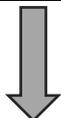
仲介手数料の額（5万円を限度とする。）

○要件

1. 売買契約の媒介を宅地建物取引業者に依頼し、仲介手数料を支払っている。
2. 求む情報登録者が、売買契約を締結した場所にある建物に入居し、住民登録を行った日から6ヶ月以上継続して居住している。
3. 法人でない。

<申請手続きの流れ>

補助金交付申請書の提出



添付書類・・・売買契約書の写し、仲介手数料を明示する領収書の写し

補助金の交付決定（町が審査を行い、補助金の交付決定をした場合は、交付決定通知書で通知します。）



請求書の提出



補助金の支払い（補助金は指定された口座に振り込みます。）

◎注意事項

- ・売主及び買主のそれぞれが申請手続きをしてください。
- ・補助金の支払は、買主が売買契約を締結した場所に居住及び住民登録後6ヶ月以上経過したことを町が確認した後になります。（事前に申請書を提出していただいても構いません。）

香春町移住・空き家相談室（一般社団法人カワラカケル）TEL. 0947-32-3115

福岡県田川郡香春町大字採銅所 2595-4（採銅所駅舎内） ●受付時間/9:00~17:00（水・木・年末年始を除く）

